

冬の生活、支援します

灯油などの購入費を助成するため、1世帯につき1万5千円分の助成券を交付します。対象世帯は次のとおりです。

★対象世帯

11月1日時点において雄武町に住んでいる町民税非課税世帯の内、次の①～⑤のいずれかに当てはまる世帯

- ・70歳以上の人だけで住んでいる世帯
- ・身体障害者手帳（1級または2級）を持っている人がいる世帯
- ・療育手帳（A判定）を持っている人がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）を持っている人がいる世帯
- ・誕生日が平成18年4月2日以降の児童を養育しているひとり親世帯

※申請日時点で生活保護世帯・福祉施設入所者・医療機関入院者である人は対象外

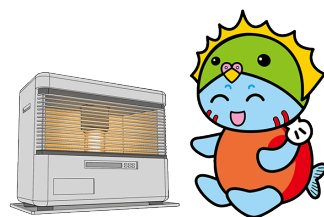
★申請期間・場所

申請期間	申請場所
11月11日(月)～令和7年2月28日(金)	役場庁舎別館（社会福祉係）
11月20日(水) 9時30分～11時30分	日の出寿の家
11月20日(水) 13時30分～15時30分	幌内歴史と生活の家
11月21日(木) 9時30分～11時30分	音稲府地域住民センター
11月21日(木) 13時30分～15時30分	沢木住民センター

代理での申請も可能です。その場合、対象者および代理人の本人確認書類を持参願います。

★助成券の使用期限

令和7年3月20日(木)まで



問地域福祉課社会福祉係
☎ 0158 - 84 - 2023



除雪作業にご協力を

網走開発建設部、網走建設管理部、雄武町からお願い

町内の除雪は、町道などを町が、国道を網走開発建設部が、道を網走建設管理部がそれぞれ行っています。町では皆さんの生活路線を確保するため、一刻も早い除雪を心掛けていますが、大雪や吹雪の後など、一時的に除雪作業が遅れる場合もありますのでご理解願います。

★皆さんへのお願い

路上駐車はおやめください
除雪作業の際、最大の支障となっているのが路上駐車です。

一台でも駐車していると、除雪作業ができず、交通渋滞や事故にもつながりかねません。車の前後に雪が残ったり、付近の住民にも迷惑をかけるので、路上駐車は絶対にしないようお願いいたします。

故障などで移動が出来ない場合は、赤い布などで確認できるようにしておいてください。

障害物などは事前に移動を

道路縁石の車乗り入れ用の木材、鉄材、路上まで伸びている庭木、私有地から路上にまたがっている車両および歩道の占有物などは、除雪の支障となります。

今のうちに移動・冬囲いをお願いします。なお、除雪時に破損しても責任を負いかねますので、ご承知おき願います。

※低下縁石設置希望の人は、申請により設置することが出来ますのでご相談ください。
早朝時の車の運転は細心の注意を早朝から除雪作業を行っていることがあります。特に降雪時は、視界不良で作業灯が見えにくいこともあります。

りますので、車を運転する場合は常に「前方に何かあるかもしれない」という心掛けが必要です。

また、危険ですので除雪車に近寄らないようにしてください。

道路への雪出しは危険

宅内の雪や屋根から落ちた雪を除雪車の前や道路に出すことは交通事故の原因となりますのでご遠慮ください。

道路わきのスキー、ソリ遊びはやめましょう

道路わきの雪山で子どもがスキーやソリに乗り、急に路上に飛び出して大きな事故につながる事があります。

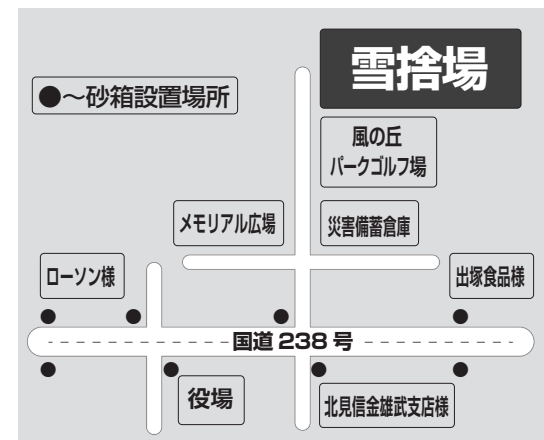
その他のお願い

・通勤通学、緊急、生活関連物資輸送の通路を確保するため、除雪は朝早くから行っています。このため、玄関先などの間口に雪の山が残ってしましますが、各戸で除雪をお願いします。
・排水ますやマンホールに雪を捨てないでください。排水機能障害や、ふたの閉め忘れによる転落事故などの原因になります。

・屋根からの水雪が落下する恐れがある場合、屋根の雪止めの点検整備や雪おろしを定期的に行いましょう。

・除雪の能率は、天候などによって大きく変わります。住民皆さんのご理解とご協力をお願いします。

・雪捨て場について、次のとおり指定しますので、ご利用ください。



※出入口には看板を設置しますので、これ以外の場所には絶対に雪を捨てないでください。なお、例年雪に混じり多くのごみや空き缶などが捨てられていますので、極力事前に取り除き、雪のみの搬入に努めてください。
また、河川に雪を捨てると雪解け時に河口が閉塞し、雪解け水があふれ出る原因になりますので、河川に雪を捨てることは絶対にやめてください。

問網走開発建設部興部道路事務所（国道）
☎ 0158 - 82 - 2155
問網走建設管理部興部出張所（道道）
☎ 0158 - 82 - 2115
問建設水道課土木管理係（町道）